

国際課税委員会（第42回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年8月27日（金）経団連会館にて、西村善朗委員から、「ファンド税制の実務上の問題点について」報告を受け、議論を行いました。ファンド税制の実務側の評価については、経済産業省・経済産業政策局・産業資金課委託調査報告書「平成21年産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『新たな産業金融の在り方に関する調査研究』報告書（平成22年2月・株野村総合研究所）を参考しています。

報告の概要

PEファンド当事者からの評価としては、日本は、アメリカ、EU諸国、シンガポール等の諸外国と比べてどちらかと言えば、国際的にみて、総じて制度面では投資を行いにくい国であると評価されている。昨年度改正でファンド特例税制が導入されたが、その利用状況を見ると、3ファンド・8LPが非課税措置適用を受けただけで、適用を受けるための条件を満たすことが難しい。それは、ファンド税制特例を適用申請するための手続上の問題があることと、ファンド税制特例を適用されるための必要な数値条件に関する問題があるためである。適用申請するための手続上の問題としては、海外投資家に過度な負担がかかるという問題がある。LP持分が非常に僅少な場合（0.1%等）でも申告書・届出書の提出が求められる。添付を要するLPS契約の写しに日本語の翻訳文を付す必要がある。組合契約の秘密保持条項があり、第三者に対して組合契約書を開示することが禁止されている。ファンドオブファンズの場合、直接投資を行っていない組合契約書を入手するのは不可能である。

適用申請するための必要な数値条件は、米国・英国・独国・仏国と比べて厳しい。LPの組合財産に対する持分割合が25%未満であること、投資先企業に対する組合員単位での株式等保有割合が25%未満であること、投資先の株式の保有期間が1年以上であることとなっており、数値要件ではないが、業務執行を行わないことの要件が不明確である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。